

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が行う物品の購入、製造その他についての請負(以下「物品購入等」という。)について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定に基づく条件付き一般競争入札を実施するため、その事務の取扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「条件付き一般競争入札」とは、あらかじめ、入札参加資格の要件を公告して入札参加希望者を公募し、その公募に応じた者を審査し、当該要件を満たす者について入札の参加を認める競争入札をいう。

(対象)

第3条 条件付き一般競争入札の対象となる物品購入等は、予定価格が2,000万円以上の物品購入等とする。ただし、物品購入等に特殊性又は専門性が求められるとき、その他条件付き一般競争入札によることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(入札の公告)

第4条 条件付き一般競争入札の公告は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市役所前掲示場での掲示
- (2) 市ホームページへの掲載

2 公告に付する事項は、栃木市財務規則(平成22年栃木市規則第55号)第68条第2項各号に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 入札の件名
- (2) 業務又は納入の箇所
- (3) 履行期間又は納期
- (4) 業務の概要
- (5) 入札参加資格の要件
- (6) 入札参加資格の確認の手続
- (7) 入札の方法
- (8) 入札執行の日時
- (9) 契約書の作成の有無
- (10) 支払の条件
- (11) その他入札に関し必要な事項

(入札参加資格の要件)

第5条 条件付き一般競争入札に参加することができる者は、栃木市物品購入等入札参加者資格審査要綱(平成22年栃木市告示第14号)に規定する物品購入等入札参加者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 栃木市競争入札参加資格者指名停止基準(平成22年栃木市告示第144号)に基づく指名停止措置を現に受けている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 同一人が代表者(受任者を含む。)となっている法人等が、同一入札に同時に参加しようとするものでないこと。
- (6) 入札ごとに定める入札参加資格の要件を満たす者であること。

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、当該条件付き一般競争入札の性質、目的等に応じ、栃木市物品購入等契約事務取扱規程(平成22年栃木市訓令第61号)に規定する栃木市物品購入等業者選考委員会の審議を経て、当該入札参加資格の要件を定めるものとする。

(平30訓令8・一部改正)

(入札参加資格確認の申請)

第6条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)により、当該入札の公告において定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書及びその添付書類の提出後の変更は、これを認めない。

## (入札参加資格の確認)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに入札参加資格の有無について審査し、条件付き一般競争入札参加資格確認書(別記様式第2号)により申請者に通知する。

## (入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第8条 市長が入札参加資格がないと認めた者は、前条に定める通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面による説明を求めることができる。この場合において、書面の提出は、入札を執行する課へ持参するものとする。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して2日以内に書面により回答するものとする。ただし、説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合は、前項の通知を取り消す旨の回答と併せて、改めて入札参加資格がある旨の通知を行うものとする。

## (入札参加資格の喪失)

第9条 条件付き一般競争入札の参加の資格がある者(以下「入札参加資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札参加資格を失う。

(1) 入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書又はその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

## (仕様書等の提供等)

第10条 条件付き一般競争入札に係る仕様書、図面その他必要なものとして指定する書類の提供は、市ホームページに掲載する方法その他指定する方法によるものとする。

2 対象物品の見本、カタログ等の入札額の積算等に必要な書類を閲覧に供するときは、当該入札の公告において、その期間及び場所を指定して行うものとする。

## (仕様書等に関する質問及び回答)

第11条 前条に規定する書類等について質問のある者は、当該入札の公告において指定する期間において、書面により行うものとする。

2 前項の規定により提出された質問の回答については、書面により質問をした者に回答するとともに、市ホームページに掲載することにより、その質問及び回答の内容を公表するものとする。

## (入札の執行)

第12条 条件付き一般競争入札は、郵便又は持参により執行するものとし、その執行の手順は別に定める。

2 市長は、第1回目の入札に際し、入札の参加者に内訳書の提出を求めるものとする。

## (入札の無効)

第13条 栃木市財務規則第75条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格者でない者が行った入札

(2) 第6条の規定による申請において虚偽の申請をした者が行った入札

(3) 入札参加資格者であって、入札の執行時点において入札参加資格の要件を満たさなくなったものが行った入札

(4) その他入札に関する条件に違反した入札

## (入札の中止等)

第14条 不正な行為が発覚したとき、又は競争性の確保が困難と判断されるときは、当該条件付き一般競争入札を延期若しくは中止することができる。入札を中止した場合は、入札参加者に対し、その旨を通知する。

2 市は、前項の規定による条件付き一般競争入札の延期又は中止により生じた損害について、一切の責任を負わない。

## (入札結果調書の作成)

第15条 入札執行者は、全ての入札参加者を記載した入札結果調書を作成するものとする。

## (補則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成27年11月1日から施行し、平成28年1月1日以後に開札する物品購入等から適用する。

附 則(平成30年訓令第8号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

## 別記様式第1号(第6条関係)

(平30訓令8・一部改正)

別記様式第1号（第6条関係）

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

年　月　日

(宛先) 栃木市長

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ㊞

年　月　日公告の次の条件付き一般競争入札について、関係書類を添えて入札参加資格要件確認を申請します。

なお、本申請書及び確認資料の記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

案件番号	
入札件名	
業務箇所	

(参加資格要件確認事項)

栃木市物品等入札参加資格審査申請の有無	有・無
地方自治法施行令第167条の4第1項の該当の有無 (契約を締結する能力を有しない者など)	有・無
地方自治法施行令第167条の4第2項の該当の有無(入札参加制限)	有・無
公告日における栃木市の指名停止の有無	有・無
暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に定める暴力団及び暴力団員に該当の有無	有・無
会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の申立てがなされている者に該当の有無	有・無
	有・無
	有・無
	有・無
	有・無

業務実績

業務年度	発注者	業務名	業務箇所	業務概要	備考

(備考) 条件付き一般競争入札に関する入札参加資格確認資料は次のとおりとする。

- 1
- 2
- 3
- 4

別記様式第2号(第7条関係)

条件付き一般競争入札参加資格確認書

年　　月　　日

様

栃木市長

印

年　　月　　日付で申請のありました条件付き一般競争入札参加資格確認  
申請書について、確認しましたところ、次のとおりとなりましたので通知します。

1 案件番号

2 入札件名

3 入札執行日時

4 入札場所

5 入札参加資格の有無

有　・　無

備考、入札参加資格のないとされた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、市長に対してその理由について、書面により説明を求めることができる。